

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査（告示案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和 4 年 6 月 2 7 日
環境省自然環境局
野生生物課外来生物対策室

令和 4 年 5 月 16 日（月）から令和 4 年 6 月 8 日（水）までにかけて「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査（告示案）」の概要に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

- 募集期間：令和 4 年 5 月 16 日（月）から令和 4 年 6 月 8 日（水）まで
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送

2. 御意見の件数

1 件

3. 御意見の内容及び御意見に対する回答

別紙のとおり

4. 本件に関する問合せ先

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号
電話番号：03-3581-3351（代表）

(別紙)

	御意見の内容	御意見に対する回答
1	検査するものとして、「1. 生物の性質に関し専門の学識経験を有する者」が挙げられていますが、「専門の学識経験」って、具体的にはどんな経験でどんな人物が該当するのでしょうか？	<p>「生物の性質に関し専門の学識経験を有する」とは、生態学、水産学等の検査対象となる生物の性質に関する専門的知識や生物の同定に係る経験を有することを意味しております。</p> <p>このため、上記の専門的知識を有しており特定外来生物の同定に係る業務に携わっている研究者の方やこれに相当する知識・経験を有している方が該当するものと考えております。</p>